

第11 景観関係



景観づくりを希望する団体への景観アドバイザー派遣（甲府市丸の内公園）

第11 景 観 関 係

1 景観形成への取り組み

我が国のまちづくりにおいては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いた景観を形成してきたことは否めない。

しかし、1980年代に入って全国の自治体において景観条例を制定する動きが広がる中で、美しい街並みなどの良好な景観について住民の関心が高まり、個性ある地域の景観形成や、景観に配慮したまちづくりが各地で進められるようになった。

本県も、景観に対する関心が高まる中、平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定し、かけがえのない自然や貴重な歴史的文化的資産を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造することに努めてきた。

国もこれら地方の動きに応えるべく、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」をまとめるとともに、平成16年6月に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である、「景観法」を柱とする「景観緑三法」を制定し、美しく風格のある国土の形成に向けて大きく舵を切った。

こうした背景から、県では、美しい県土づくりを目指し、良好な景観形成のための様々な取り組みを行っている。

2 山梨県景観条例の概要

(1) 趣旨

かけがえのない自然景観や貴重な歴史的文化的景観を県民共有の財産として守り育て、後世に継承していくとともに、快適で魅力ある景観の保全及び創造を図り、個性豊かで潤いのある県土の実現を目的としている。(平成2年10月20日公布施行、一部平成3年4月1日施行)

(2) 主な施策等

① 公共事業における景観形成

学校や庁舎、道路や河川、橋などの公共施設は、不特定多数の人が利用するものであり、多くの人の目に触れるため、地域の景観づくりの大きな要素となる。県は、地域の景観形成の先導的役割を果たすために公共事業等景観形成指針を定め、公共事業を行う場合には、機能性や効率と合わせて、周囲にうるおいとやすらぎを与えるものとなるよう景観づくりのための配慮を行っている。

② 大規模行為の届出

県内の全域*を対象に一定規模を超える建築物や工作物の新築などの行為の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準に基づき必要な指導・助言を行っている。(※景観計画策定済みの25市町村を除く)

③ 景観形成地域の指定

県土の景観形成上重要な地域を「景観形成地域」として指定し、一定規模を超える建築物や工作物の新築などの行為の届出を義務付け、景観形成基準に基づき、建築物等の形態や色彩、高さなどについて必要な指導・助言を行う制度。

平成5年6月14日に指定(7月15日適用)した北杜市の「清里景観形成地域」については、平成23年10月1日に施行された北杜市景観計画に、同様な仕組みが導入されたことを受けて解除した。現在山梨県内で指定されている地域はない。

3 景観法の活用

平成16年に制定された景観法は、我が国初の景観に関する総合的な法律として、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を規定するとともに、実効法として景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みも備えている。

具体的には、基本理念として良好な景観が現在及び将来における「国民共有の資産」であることを明確にしているほか、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化、風土等により地域の個性を伸ばすよう「多様な形成」を図るべきことなどを示している。

景観法の制定に伴い、本県は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、主体的に地域の個性を活かした景観形成を担っていくことが望ましいと考え、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり景観計画を策定するよう、情報提供や補助制度等の技術的財政的支援を行っており、市町村が景観行政団体となって景観計画を策定するまでの間は、県の景観条例に基づいて市町村の景観行政を支援している。

なお、令和5年4月1日時点で山梨県内における全市町村が、景観行政団体になった。

本県の景観行政団体及び「景観計画」の策定状況

令和6年4月1日現在



4 景観に関する普及啓発事業等

(1) 美の郷やまなしづくり基本方針

平成 26 年度に、美しく活力のある県土を後世に引き継ぐために、「美の郷やまなしづくり」の基本的な考え方や、実際に取り組む際の参考となる事例を示した「美の郷やまなしづくり基本方針」を策定した。

(2) 「美しい県土づくりガイドライン」の策定

平成 20 年度に、県全体の景観形成の基本方針や広域景観のあり方、地域の実情に応じた景観づくりの手法を示す「美しい県土づくりガイドライン」を策定した。

また、平成 26 年度には一目見て山梨県であることが分かるような風景の活かし方について解説をした「山梨の大観」を策定した。

(3) 「景観セミナー」の開催

市町村職員や一般県民の景観に対する意識の向上を図るため、平成 17 年度より毎年 1 回景観セミナーを開催している。

(4) 「日本風景街道」の取組み

これまでの日本の道路整備は、単にモノや人を運ぶ道具としての機能や安全性に重点がおかれ、美しさ・景観・味わいなどは二の次であった。そこで住民が主体となり、地域固有の景観、自然、歴史、文化などを有効に活用し、美しく味わいのある地域の「道」空間づくりを目指した「日本風景街道」の取組みを推進している。

全国 144 ルートの内、本県では「八ヶ岳南麓風景街道」と「ぐるり富士山風景街道」の 2 つが登録され、行政と住民の協働による「道」空間づくりが進められている。

(5) 「やまなしの歴史文化公園」の取組み

昭和 59 年に、愛着と誇りのもてる郷土づくりを進めるため、「やまなしの歴史文化公園に関する条例」を制定し、郷土の貴重な歴史的文化的資産が、周囲の自然環境や景観と一体となって、山梨らしさを象徴しているエリアを歴史文化公園として指定した。

現在、16 市町計 24 箇所を指定済で、標識や説明板を設置し、市町村とともに来訪者や住民の利用促進を図っている。

(6) 景観アドバイザー活用事業

公共事業における景観検討や市町村が開催する景観形成に係る研修のため、担当部署に景観アドバイザーを派遣し、景観の専門家の知見を活用することにより、公共事業による景観形成や市町村景観施策の促進を図っている。

令和 5 年度実績 計 18 回

県 事 業 18 回（景観に関する講演会・講習会 他）

派 遣 の 実 績

(令和5年度)

依 頼 者	内 容 等	回 数
景観まちづくり室	県及び市町村における景観行政担当者会議	2
景観まちづくり室	各種セミナー	5
景観まちづくり室	公共事業景観検討講習会	1
景観まちづくり室	公共事業による景観検討	10
計		18

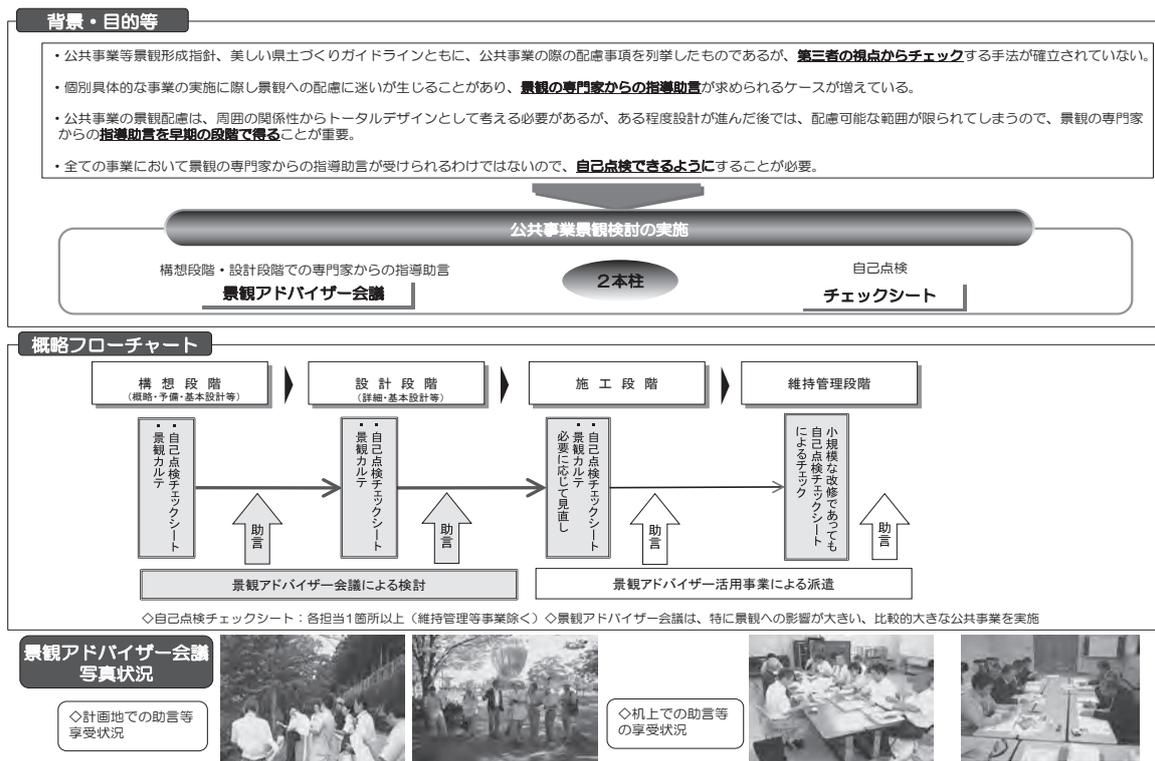
(7) 「山梨県公共事業における景観ガイドライン」の制定

道路や橋、擁壁、公共建築物などを施工する公共事業は大規模なものが多く、地域の景観形成に極めて大きな影響を及ぼすため、公共事業に携わる職員が事業実施において、本県の優れた自然景観や貴重な歴史文化的景観などを保全し、地域の個性や魅力を引き出すことができるよう、基本的な考え方を身につけることを目的とした「山梨県公共事業における景観ガイドライン」を制定した。

(8) 公共事業景観検討の取組み

事業の構想、設計の各段階で、景観に関する各専門家からの指導・助言を設計に反映し、さらに、施工、維持管理の各段階においても同様に指導・助言を反映し、早い段階で第三者の視点からチェックできる仕組みとしている。また、事業を実際に担当している職員が行う自己点検チェックシートも活用し、景観に配慮した公共施設整備に取り組んでいる。

県土整備部 公共事業景観検討の取り組み



(9) 公共眺望ポイントの整備

平成26年度に、山梨らしい大観を眺めることができ、自動車等で気軽に行くことが可能な県・市町村の管理する眺望ポイントとして整備を行うための「公共眺望ポイント整備ガイドライン」を策定した。

令和3年度までに、整備が終わった73箇所をHPで公表した。

(10) 「美しい県土づくり推進会議」の取り組み

景観づくりの主体となる各界各層の幅広い団体に参加いただき、参加団体間の交流と情報共有を促進して、全県的かつ継続的な取り組みの広がりとなし新たな取り組みの創造を促すとともに、広く県民に景観づくりの重要性を訴える場として「美しい県土づくり推進大会」を開催している。

○大会内容 美しい県土づくりの事例報告、景観セミナー

○参加者 県、国、市町村、公的団体、公共公益的事業者、NPO・活動団体および県民等

(R5.4.1時点 全213団体)

○R4までの実績 約108名が参加し「推進大会」を開催(R2.11.18)

(11) 「やまなしインフラ魅力発信事業」

県民生活の身近に存在するインフラが持つ役割とともに隠れた“価値や魅力”について、社会资本整備を担う業界と一丸となって情報発信を行い、“身近な愛される施設”としてインフラへの理解を促進させる。

具体的な取り組みとしては、次のとおりである。

① インスタグラムの開設・運営

インフラの魅力を広く周知するために週数回投稿を行う。

リポストを行い、担い手確保に努める。

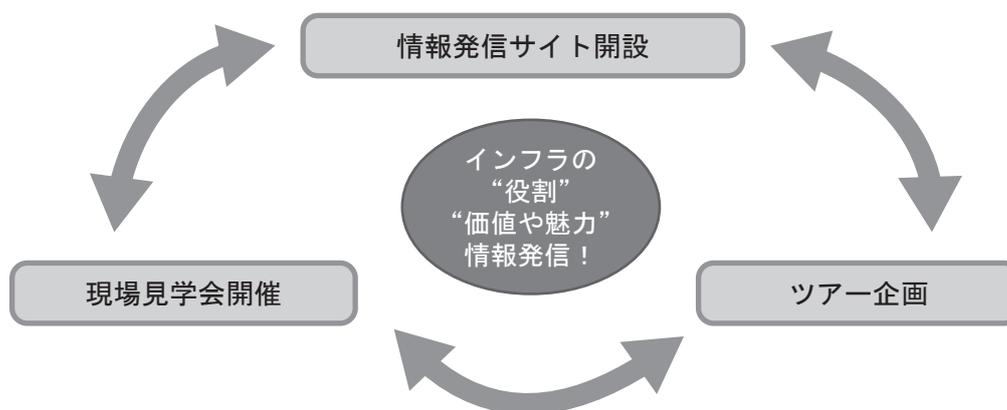
② インフラポータルサイトの開設・運営

県や市町村などのインフラ関連の情報の発信を行う。

「富士の国やまなしインフラガイド」ウェブサイト運営（67施設掲載）

③ インフラツーリズムを展開

民間旅行会社と連携し県内のインフラを巡るツアー企画を実施する。



(12) 景観づくりを希望する団体への景観アドバイザー派遣

地域住民等から構成される景観づくりを希望する団体へも景観アドバイザーを利用してもらい、より魅力的で過ごしやすい公共空間を創出する。

5 屋 外 広 告 物

本県の豊かな自然環境の保全と整然とした都市景観の創造をより一層推進するとともに、公衆に対する危害を防止するために、昭和 25 年に屋外広告物法に基づいて山梨県屋外広告物条例を制定、屋外広告物の実態とニーズの変化、技術の進歩に対応するため平成 24 年 3 月に大幅な条例改正を行った。

条例では、屋外広告物の表示・設置について、禁止地域及び許可地域とそれぞれの地域区分における設置基準、屋外広告物の登録（平成 17 年 7 月 1 日から）等を規定、適切に守られるよう指導・取り締まりを実施している。

平成 22、23 年度にかけて行った県下の屋外広告物実態調査の結果、適切でない物件が多数確認されたことから、平成 24 年度より屋外広告物行政に携わる体制を強化し適正化を推進している。

また、平成 5 年 4 月に「公共サインガイドライン」を策定し、公共が整備する標識等の質的向上を図っている。

平成 26 年 10 月には「より質の高い広告物」とするための手法やデザイン等の考え方、地域ごとの配慮事項、県内外の優良事例等を示した「山梨県屋外広告物ガイドライン」を発行し良好な景観づくりやまちづくりに利用している。

また、富士山世界文化遺産登録に伴い、イコモスから屋外広告物等が富士山や周辺の景観を阻害しているとの指摘があった。それに伴い平成 27 年 4 月 1 日から景観保全型広告規制地区（9 地区）を指定し規制の強化を行っている。

なお、一部の市町村については「山梨県の事務処理の特例に関する条例」により、屋外広告物に関する事務の一部を処理している。

処理している市町村は以下のとおり。

南アルプス市、早川町、富士河口湖町及び小菅村（平成 17 年 4 月 1 日から）

甲斐市（平成 18 年 4 月 1 日から）

甲府市（平成 19 年 4 月 1 日から）

忍野村及び道志村（平成 20 年 4 月 1 日から）

北杜市（平成 22 年 4 月 1 日から）

中央市（令和 2 年 4 月 1 日から）

韮崎市及び笛吹市（令和 4 年 4 月 1 日から）

なお、甲府市は、平成 31 年 4 月 1 日から中核市に移行し、市条例により事務を行っている。

屋 外 広 告 物 許 可 件 数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	2,788	2,593	2,869	2,592	2,586

（事務処理市町村による許可件数を含む）